

●香川県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年1月22日から同年2月12日まで一般の縦覧に供する。

平成28年1月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 円座香南線（44号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市円座町字永井818 番1地先から 高松市香南町由佐字南門 204番1地先まで	前	5.5~34.0	6,399	社会資本整備総合交付金 事業によるバイパス建設
高松市中間町字東井坪 470番4地先から 高松市岡本町字幸ノ神 889番3地先まで		42.0~255.5	2,844	
高松市円座町字永井818 番1地先から 高松市香南町由佐字南門 204番1地先まで	後	5.5~34.0	6,399	
高松市中間町字東井坪 470番4地先から 高松市岡本町字幸ノ神 889番3地先まで		42.0~255.5	2,844	
高松市香南町池内字御所 原388番3地先から 高松市香南町横井字尾池 原997番1地先まで		21.3~63.9	288	